

個人情報保護に関する規約 v1.1

本規約は伊藤忠テクノソリューションズ株式会社（以下、「CTC」という。）がヘルスサポートシステム サービス利用規約（以下、「原規約」という。）第17条においてお客様に対して個人情報保護に関して詳細に規定したものであり、本契約（注文番号：●●●●）を含むお客様がCTCに委託する個人情報を取り扱うすべての契約に適用される。なお、原規約において定義されている用語は、特段の定めがない限り、本規約においても同一の意義・内容を有するものとする。

第1条（個人情報の保護）

CTCは、原規約に規定するヘルスサポートシステムのサービス遂行の過程で知り得た、お客様の役員・従業員その他構成員に関する個人情報（氏名、生年月日、健康診断結果、その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声により当該個人を識別できる情報のみならず、他の情報と容易に照合することにより当該個人を識別できる情報を含む。）を、本規約の有効期間中のみならず、本規約終了後も永久に、第三者に開示又は漏洩し、またヘルスサポートシステムの遂行以外のいかなる目的にも使用しない。

第2条（業務遂行と管理義務）

- CTCは、ヘルスサポートシステムの遂行にあたり、個人情報保護に関する法令、省庁が定めるガイドライン等の指針（以下総称して「個人情報保護関連法令」という）及び両者間で定められた個人情報に係わる処理方法を遵守し、十分な配慮をもって、これを厳重に管理するとともに、迅速かつ誠実にこれを遂行する。
- CTCは、お客様より提供を受けた個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改竄若しくは漏洩等の危険に対して、技術面及び組織面において、合理的な安全対策を講ずる。
- CTCは、お客様から要請があった場合又はヘルスサポートシステムの終了した場合には、CTCのデータベースに登録された個人情報を含め、すべての個人情報（複写、複製した記録媒体を含む。）を直ちにお客様に返還し又は再生不可能な方法により廃棄または消去し、その旨を書面によりお客様に報告する。但し、お客様から別途指示があるときはこれに従う。
- CTCは、個人情報の授受、その他個人情報の保護に関しお客様からの問合せ・要求等に速やかに対応するため、窓口責任者を指名のうえ、書面によりお客様に通知するものとする。なお、これに変更のある場合も同様とする。

第3条（個人情報開示・訂正・削除請求への対応）

- CTCは、情報主体から自己に関する情報開示の請求があった場合には、その請求に応じる。
- CTCは、個人情報に誤りがある情報主体より、訂正又は削除の請求を受けた場合には、その請求に応じる。但し、削除の請求については、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則その他法令の保存義務に反しない範囲において応じる。

第4条（損害賠償等）

- CTCは、お客様より提供を受けた個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の事故が発生した場合、当該事故の発生原因のいかんにかかわらず、直ちにその旨をお客様に報告し、お客様の指示に従って、その原因について協議・調査を行い、自己の費用で損害の拡大防止に必要な措置を講ずる。また、CTCは、当該措置を講じた後、直ちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面によりお客様に提示する。
- 原規約にかかわらず、前項の事故がCTCの責に帰すべきものである場合において、お客様が情報主体から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、CTCはお客様に対し、お客様がその解決のために要した費用（当該情報主体に支払うべきものとされた損害賠償金・和解金及びお客様が負担した弁護士費用を含む。）を賠償する責を負う。但し、お客様は、紛争の解決に当たって、事前に、CTCと協議を行う。但し、CTCの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、CTCは賠償責任を負わない。

第5条（関係者への遵守徹底）

CTCは、ヘルスサポートシステムに従事する従業員及び個人情報を取り扱う従業員に対し、本規約及び個人情報保護関連法令の内容を周知徹底の上、その在職中及びその退職後においても、本規約と同程度の秘密保持義務を課さなければならない。

第6条（個人情報の取扱い）

- CTCは、個人情報の取扱いにおいて、前各条の定めに従うほか、次の各号に掲げる事項を遵守する。
 - お客様の事前承諾を得た場合以外は、個人情報の全部又は一部の複写、複製を行ってはならない。
 - 個人情報の授受・運搬にあたっては、書面によりその記録を残さなければならない。
 - 個人情報を保管庫による施錠管理又はコンピュータ等におけるパスワード設定等を行い、アクセス者のみが自ら指定した作業場所においてのみ個人情報を使用させるものとし、アクセス者以外の者が参照、入力、出力、複製、編集、通信等の利用ができないよう組織的及び技術的保護措置を講じ、適正に保管しなければならない。
 - 個人情報を、ヘルスサポートシステムの遂行のために知る必要があるCTCの従業員以外の第三者に開示・漏洩・公表してはならない。
- CTCは、お客様から要求があった場合は、前項の措置を講じたことについて書面にて報告することにより明らかにしなければならない。

第7条（遵守状況の確認）

- お客様は、管理業務におけるCTCの個人情報の利用・管理状況について必要に応じてCTCから報告を求めることができる。
- 改善が必要と判断された事項に関して、CTCは必要な改善措置を講じるものとする。

第8条（原規約の適用等）

- 本規約に規定のない事項については、原規約の規定が適用する。
- 原規約と本規約との間で矛盾または齟齬のある場合、本規約の規定を優先するものとする。

第9条（有効期間）

本規約の有効期間は、ヘルスサポートシステムのお客様への提供期間と同一とする。ただし、第4条乃至第6条の規定については、効力を失わず存続する。

以上、

（本サービスに関するお問い合わせ先）
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
クラウドインテグレーションビジネス推進部
ヘルスサポートシステムサービス担当
E-mail : omakase-kenkou@ctc-g.co.jp